

令和7年度 鳥取県再犯防止推進会議 次第

令和8年3月17日（火）

午前10時～正午（予定）

県庁第二庁舎第33会議室、オンライン

第1 主催者あいさつ

第2 議題

- 1 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗報告（県）
- 2 保護司よりそい支援事業及びその周知について（県）
- 3 各機関・団体等からの報告
(1) 鳥取保護観察所
- 4 意見交換

<資料一覧>

- 鳥取県再犯防止推進会議 出席者名簿
- 鳥取県再犯防止推進会議 配席図
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗状況（県） 資料1－1
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗状況（国・民間団体） 資料1－2
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の参考指標 資料2
- 「保護司よりそい支援事業」について 資料3
- 各機関・団体等からの報告（保護司法改正概要） 資料4－1
- 各機関・団体等からの報告（保護司法改正に係る国通知） 資料4－2
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の概要 資料5

<参考資料>

- 保護司よりそい支援事業 周知ちらし
- 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」入会募集ちらし
- 「鳥取県あんしん賃貸支援事業」ちらし
- 「居住支援法人」ちらし
- 「ぼうさいこくたい 2026 in 鳥取」ちらし



アシカ親方 イルカ兄さん オコジョさん ホゴちゃん サラちゃん イルカ姉さん クジラ先生

第2期鳥取県再犯防止推進計画(R5.4.1～R10.3.31)の進捗状況(県)

資料1－1

重点課題		計画	R7年度実施内容(見込み含む)	R8年度計画	担当課
第1 就労・住居の確保等	1 就労の確保	○鳥取県立ハローワークにおける就職支援として、以下のとおり検討・実施します。 ・企業訪問(一般企業や農業法人等)により、制度(就労奨励金制度等)の理解促進及び求人開拓をします。 ・セミナー開催により、出所者の就労支援に対する理解促進を図ります。 ・鳥取刑務所において、鳥取県立ハローワーク職員による職業講話を通じた職業観の醸成を図ります。 ・県や国の関係機関で構成する就労支援チームによる就労支援を行っていきます。 ・鳥取県就労支援事業者機構、鳥取保護観察所、鳥取刑務所、鳥取労働局、県立ハローワークとの連携継続により就職増の方策等を検討します。 ・起訴猶予者、執行猶予者及び矯正施設出所者等に、鳥取県立ハローワーク等の利用を促します。	・対象者の就業支援及び職場定着に向けた支援のほか、制度の普及啓発、協力事業主の開拓、受刑者に対する職業観の醸成等を行った。 ・協力雇用主への登録については一般企業への説明に加え、農業分野にも説明に伺い、協力を求めた。 ・令和7年8月には、「刑務所出所者等就労支援セミナー ゴルゴ松本トークショー」を開催した。	・引き続き、農福連携を実施している農業法人や福祉関係者等の連携を深め、更生保護への理解、啓発活動を行っていく。 ・関係機関と連携して、職業講話や出所前の受刑者を対象とした就労支援指導を実施するほか、企業向けに刑務所出所者等の就労支援セミナーを開催し、理解促進に努めている。	県立ハローワーク
		○協力雇用主 ・協力雇用主の登録増加を図るため、普及啓発等の実施を検討します。	・ホームページにより、協力雇用主の周知を図る。	・ホームページや県の広報媒体での周知を図っていくとともに、県としての協力雇用主登録増加を図る取組を検討する。	孤独・孤立対策課
	2 住居の確保	○あんしん賃貸支援事業 ○家賃債務保証事業 ・鳥取県居住支援協議会による鳥取県家賃債務保証事業について、従来の同協議会が直接実施するメニューに加え、令和4年度に新たに民間の家賃債務保証会社と連携したメニューを設けて制度拡充しました。今後は保証の手厚い民間連携型のメニューを基本とし、民間連携型が利用できない場合に直接実施型で対応することとしており、不動産事業者をはじめとする関係者により一層の周知・利用促進を図ります。 ・県再犯防止推進会議の構成団体に対して、団体内部での周知やちらしの配架等を依頼したり、県のホームページやSNS等の活用をしたりするなどして説明・周知強化を図ります。	○あんしん賃貸支援事業 鳥取県居住支援協議会において2名の専任相談員を配置し、出所者を含む住宅確保要配慮者の住宅相談に直接対応するとともに、不動産店への同行や福祉機関との連携などにより住宅確保を支援。県は円滑な事業実施ができるよう活動経費等を支援した。 ○家賃債務保証事業 (住宅政策課) ・民間が行う家賃債務保証を受けられない者に対するセーフティネットとして鳥取県居住支援協議会独自の家賃債務保証制度を運用することで、連帯保証人が確保できず民間賃貸住宅への入居が困難である方の入居を支援。県は円滑な事業実施ができるよう運用経費等を支援した。 (孤独・孤立対策課) ・県再犯防止推進会議において周知を図ったほか、県のホームページで周知した。	○あんしん賃貸支援事業 鳥取県居住支援協議会において、引き続き協力不動産店等の拡大やあんしん賃貸相談員による住宅相談に取り組むこととし、県も引き続きその活動を後方支援する。 ○家賃債務保証事業 (住宅政策課) ・引き続き、鳥取県居住支援協議会独自の家賃債務保証制度の運用を支援する。 (孤独・孤立対策課) ・引き続き、様々な機会を捉えて周知を図る。	住宅政策課
		○公営住宅の入居 ・著しく所得の低い者を県営住宅の優先入居の対象としています。また、県営住宅の入居に際して、保証人の確保が障壁とならないよう連帯保証人制度の改正を行い、令和2年4月からは、家賃債務保証業者を利用する場合及び家賃債務保証業者に保証委託契約を申し込んだにも関わらず引き受けてもらえなかった場合は、連帯保証人の免除の対象としていところであり、これらの制度の更なる周知を図ります。 ・県営住宅に入居する高齢者・障がい者世帯等支援を要する人への支援策について、専門機関と相談しながら検討します。 ○空き家利用等 ・鳥取県居住支援協議会において、住宅確保に配慮を要する方の住宅・福祉事業所として空き家を活用したい福祉事業者と、空き家バンクを開設し福祉事業者に協力できる市町村とのマッチング支援をすることとしており、県としても一体となって取り組みます。	○公営住宅の入居 県営住宅の優先入居制度及び連帯保証人の免除制度について、とりネット住宅政策課ホームページに掲載し、周知を図るとともに、申請相談窓口(住宅政策課、住宅供給公社、各建築住宅事務所、管理代行市町村)で適切に案内ができるよう、周知を図った。 ○空き家利用等 鳥取県居住支援協議会のホームページに市町村空き家バンクの窓口及びマッチング支援の仕組みを掲載し周知を図った。	○公営住宅の入居 引き続き、県営住宅の優先入居制度及び連帯保証人の免除制度について、とりネット住宅政策課ホームページに掲載し、周知を図るとともに、申請相談窓口(住宅政策課、住宅供給公社、各建築住宅事務所、管理代行市町村)で適切に案内ができるよう、周知を図る。 ○空き家利用等 引き続き、居住支援協議会のホームページにより周知を図る。	住宅政策課
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	1 高齢者又は障がいのある者等への支援等	・地域生活定着支援センターの存在やその活動内容について、同センターと連携して県内中部及び西部へより一層の周知を図ります。 ・研修の実施等を通じて、支援に関わる機関(市町村、福祉施設職員、更生保護団体会員)における地域生活定着支援センターの認知度向上や理解促進を図り、円滑な支援連携や施設への受入れが増えるよう努めます。 ・関係機関との連携会議の継続により、より円滑な支援につなげます。 ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」(令和3年4月策定)の取組と連携し、各種依存症による再犯を防止するための相談支援への協力等に努めます。 ・障がい福祉関係事業者、高齢者福祉関係者、社会福祉協議会、市町村等を対象として研修を実施し、出所者等への理解、施設受入れ促進を図ります。 ・冊子「よりよい暮らしのために」など、保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続き、支援機関等について、平易でわかりやすい言葉による周知を行います。	・講演や研修時に地域生活定着支援センターの周知を行った。 ・市町村と関係機関との会議において、地域生活定着支援センターの認知度や理解促進を図った。 ・主催側、参加側問わず関係機関との会議を複数回行っており、現状共有や意見交換を継続している。 ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議への出席など連携・協力を図った。 ・12月に発行された冊子「よりよい暮らしのために」において、当課関係機関の支援先について周知をした。	・今後も様々な機会を捉えて地域生活定着支援センターの周知を行う。 ・市町村を含めた支援者等向けの研修内容を検討する。 ・引き続き、主催側、参加側問わず関係機関との会議を実施・参加する。 ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議への出席など連携・協力を図っていく。 ・引き続き、発行予定の冊子「よりよい暮らしのために」において、当課関係機関の支援先について周知をする。	孤独・孤立対策課

重点課題		計画	R7年度実施内容(見込み含む)	R8年度計画	担当課
	2 薬物依存の問題を抱える者への支援等	・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、薬物依存症の自助グループや回復支援施設と保健所等関係機関との連携促進を図るとともに、県主催の啓発フォーラムその他の機会を活用し、県民への広報啓発を行い、理解の浸透を図ります。 ・現在、東部にのみ存在する本県の薬物依存症専門医療機関(渡辺病院が依存症支援拠点機関と兼ねている)について、中部・西部での選定へ向け、候補先である医療機関との調整を進め、地域における薬物依存症治療・相談等の医療支援体制の拡充を図ります。	・依存症支援拠点機関として指定し精神科病院(1か所)に配置した相談支援コーディネーターによる相談対応を行うとともに、研修会の開催及び普及啓発を実施した。 ・鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議や各保健所圏域における研究会等を開催し、関係機関の連携強化を図った。 ・依存症フォーラム、各種イベント及び啓発週間など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を図るとともに、依存症問題に触れる機会を提供した。 ・12/7に米子市公会堂で開催した第72回精神保健福祉全国大会において、俳優・小説家の高知東生氏や向陽台病院副院長の武藤岳夫氏、また当事者の方に講演等をいただいた。 ・各保健所圏域において、依存症の定例相談会及び家族教室を開催した。 ・かかりつけ医等を対象に、依存症に関する専門研修を実施した。 ・依存症に関する自助グループ等の活動費の一部又は全部補助した。 ・専門医療機関の追加選定に向け、医療機関と情報交換等を行った。	・依存症支援拠点機関として指定し精神科病院(1か所)に配置した相談支援コーディネーターによる相談対応を行うとともに、研修会の開催及び普及啓発を実施する。 ・鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議や各保健所圏域における研究会等を開催し、関係機関の連携強化を図る。 ・依存症フォーラム、各種イベント及び啓発週間など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を図るとともに、依存症問題に触れる機会を提供する。 ・支援拠点機関その他の相談窓口について、様々な広報媒体を活用して幅広く周知する。 ・各保健所圏域において、依存症の定例相談会及び家族教室を開催する。 ・かかりつけ医等を対象に、依存症に関する専門研修を実施する。 ・依存症に関する自助グループ等の活動費の一部又は全部の補助や、イベント等の後援を行う。 ・専門医療機関の追加選定に向け、医療機関との調整を進める。	障がい福祉課
第3 学校等と連携した修学支援の実施等	1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする心理や福祉等の専門家と情報を共有、連携し、生徒と多角的な関わりを持ちます。	・全ての県立高等学校の各課程にスクールカウンセラーを配置、また県内の拠点校(5校)にスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒指導及び教育相談の支援を行った。幅広い支援においては、問題行動を起こした生徒へ教育相談、特別支援教育の観点からの支援を行い、必要に応じて校外の関係機関と連携するなどの事例もあり、問題行動の再発防止に向けた取組となっている。	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする心理や福祉等の専門家と情報を共有、連携し、生徒と多角的な関わりを持ちます。	教委高等学校課
		・高等学校中途退学時に進路未決定者の個人情報収集して、市町村の支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行います(高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業(令和2年5月制定))。	・県立高等学校を中途退学する生徒で、進路未決定者の生徒及び保護者には、当事業についての情報提供を行い、市町村と連携した切れ目のない自立支援を図った。	・高等学校中途退学時に進路未決定者の個人情報収集して、市町村の支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行います(高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業(令和2年5月制定))。	教委高等学校課
		・児童生徒の問題行動については、児童生徒の心や置かれている環境についての困り感による影響が大きいと考えられます。また、児童生徒が問題行動を繰り返してしまうのは、その要因や背景に基づいた個別具体的な支援が十分に行われていないことが原因のひとつと考えられるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して組織的かつ必要に応じて各関係機関と連携しながら児童生徒に対する理解を深化させるよう支援を図ります。	生徒支援・教育相談センターに包括的支援体制づくりスーパーバイザー(外部有識者)、指導主事兼係長、学校運営支援専門員(会計年度任用職員)で構成する「学校支援チーム」を設置し、市町村教育委員会との連携・協働、学校や教職員からの相談対応、研修等、市町村教育委員会や学校に直接出かけ、課題について一緒に考え、支援することで、学校の児童生徒支援体制の強化を図った。	引き続き「学校支援チーム」の取組を強化するとともに、関係機関との連携も強化していく。	教委生徒支援・教育相談センター
		・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育(ストレスコントロールやアンガーマネジメント等)の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実を図ります。	・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育(ストレスマネジメントやアンガーマネジメント等)を実施した。	・引き続き、スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育(ストレスマネジメントやアンガーマネジメント等)の推進や保護者・家庭への支援の更なる充実を図っていく。	教委生徒支援・教育相談センター
		・青少年育成鳥取県民会議(県)、青少年育成市町村民会議(各市町村)の設置・開催により、高校生、中学生の健全育成の問題に引き続き取り組みます。	・青少年育成鳥取県民会議と協働して青少年の健全育成に取り組んだ。 ・青少年健全育成協力員、青少年育成推進指導員を設置し、健全な成長を阻害する環境の実態把握を行った。 ・青少年をデジタルを使った犯罪などの被害者にも加害者にもさせないため、青少年健全育成条例を改正し、SNSの適切な使用方法を青少年に習得させることを保護者や学校関係者等の努力義務とした。 ・県において中高生向けの啓発資材「デジタルとの付き合い方」を作成し、全生徒に配布した。	・青少年育成鳥取県民会議(県)と協働し、高校生、中学生の健全育成の問題に引き続き取り組みます。	家庭支援課
		・支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、県の関係機関による相談支援等や県内にある相談支援機関の周知を行います。	・支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと児童相談所等関係機関が連携して相談支援を行っている他、相談者に応じて必要な各種相談支援機関の周知を行った。	・引き続き、支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、県の関係機関による相談支援や県内にある相談支援機関の周知を図る。	家庭支援課
		・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、学校への周知等関係機関に協力します。 ・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる障がい(またはその疑い)のない少年院出院者、その家族、支援者対象の相談体制の構築に向けて、相談体制の検討会を関係各所と重ね、相談窓口の設置・運営に取り組みます。	・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる障がい(またはその疑い)のない少年院出所者、その家族、支援者対象の相談体制を、鳥取県保護司会連合会に委託して構築した(保護司よりそい支援事業)。	・保護司よりそい支援事業により構築した相談体制の一層の周知を図る。	孤独・孤立対策課

重点課題	計画		R7年度実施内容(見込み含む)	R8年度計画	担当課
第4 民間協力者の活動の促進等	1 民間協力者の活動の推進	・保護司制度について、県職員退職者説明会や庁内での資料配布(掲示)を行い、県職員や県議会議員等への周知を図ります。 ・保護司についての説明会・講演会開催への協力を行います。 ・民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を継続します。	・退職予定者を含む全職員向けに庁内掲示板での周知を行う。 ・7月、新聞広告で、社会を明るくする運動強調月間の広報啓発の一環として民間団体のボランティア募集の呼びかけを行った。	・引き続き、県議会議員へのパンフレットの配布や、退職予定者を含む全職員向けに庁内での周知を図る。 ・要請に応じて保護司についての説明会・講演会開催に協力していく。 ・ホームページや県の広報媒体での周知を図っていく。 ・保護司の面接場所の確保策として、引き続き、県の庁舎貸出し希望に応じて調整・対応していく。	孤独・孤立対策課
	2 広報・啓発活動の推進	・第2期計画の内容や事業を関係者以外にもご理解いただけるようホームページ等の発信をわかりやすく行うほか、ホームページに関連情報を継続して掲載します。 ・人通りが多い場所等での普及啓発など、各種周知啓発方法を検討します。 ・県政だより、県政広報番組等の各種県の広報媒体による更生保護の啓発を行います。	・第2期計画の内容や事業をホームページ等の発信をわかりやすく行うほか、ホームページに関連情報を継続して掲載。 ・7月、新聞広告で、社会を明るくする運動強調月間の広報啓発の一環として更生保護の啓発や社会を明るくする運動作文コンテストについて周知した。 ・7月及び12月に、県庁内で鳥取刑務所による刑務所作業製品展示販売会を行い、啓発を行ったほか、県立ハローワーク主催のセミナー会場でも販売会を行った。 ・鳥取刑務所及び鳥取少年鑑別支所主催「矯正展」について、県ホームページ・SNSでの広報や市町村・関係機関への周知を行った。	・ホームページ等を通じてよりわかりやすく発信する。 ・県政だより、新聞等を通して普及啓発を行うほか、より効果的な普及啓発方法を検討する。 ・県庁内で鳥取刑務所による刑務所作業製品展示販売会を行う。 ・引き続き、関係団体からの要望に応じて、イベントや制度の周知を幅広く行っていく。	孤独・孤立対策課
第5 地域による包摂の推進	1 国・民間団体・市町村等との連携強化	・「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行います。 ・県と市町村、関係機関による会議の実施により、情報の共有・提供や連携を図り、必要な支援を行います。 ・市町村職員向け研修の実施により、関係機関の支援・業務内容等への理解促進や対応・連携に関する知識やノウハウの習得等の支援を図ります。	・「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行った。 ・3月、市町村職員対象研修及び連携会議を開催した。	・「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行う。 ・市町村職員対象研修及び連携会議を行う。	孤独・孤立対策課
	2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実	・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援の手が届きにくい満期釈放者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制の構築に向け関係各所と検討会を重ねながら、相談支援窓口の設置・運営について検討します。 ・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、市町村等に周知を図る等関係機関に協力します。 ・鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップについて支援します。	・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援の手が届きにくい満期釈放者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制を、鳥取県保護司会連合会に委託して構築した(保護司よりそい支援事業)。 ・保護司よりそい支援事業のチラシを作成し、また各種会議(例:法務省主催の中四国ブロック再犯防止セミナー、鳥取県民生児童委員協議会主催の民生委員協議会役員セミナー等)で制度の周知を図った。	・保護司よりそい支援事業による構築した相談体制の一層の周知を図る。	孤独・孤立対策課

第2期鳥取県再犯防止推進計画(R5.4.1～R10.3.31)の進捗状況(国・民間団体)

資料1－2

重点課題		計画	R7年度実施内容(見込み含む)	R8年度計画
第1 就労・住居の確保等	1 就労の確保	・ 鳥取刑務所 :就労支援説明会を実施し、出所後の保護観察所の支援制度についての説明や協力雇用主からの話を通して、受刑者の就労に対する不安等を取り除き、就労意欲や就労継続につながるよう継続して取り組みます。鳥取刑務所を出所する者の大半は県外への帰住者であり、県内企業へ就労がつながるケースは少ないものの、就労支援を実施した者の中で鳥取県内に帰住する者については、関係機関・団体との連携により、在所中の内定に向けた手続きを円滑に進めることができており、今後も継続します。	刑執行開始時指導時に就労支援スタッフが就労支援に関する説明を行い、令和7年度22回計130名実施しており、周知を図っています。また、令和7年9月に仕事フォーラムを開催、職親プロジェクトの説明や円滑な社会復帰に向けた就労に関する講和を受刑者25名が参加し、就労に対する動機付けを図っております。	令和8年度も継続実施予定。
		・ 鳥取県就労支援事業者機構 :地域性を踏まえた第1次産業(農業、林業、漁業)における協力雇用主の開拓と実雇用数の増加に取り組みます。特に、農業法人の設立が多く見られ、中には産業6次化も相まって年間雇用が可能な法人も増えています。第1次産業は、車や免許を持たない出所者等が就労しやすい身近な現場が多く、課題となっている労働者の確保にも有効で、地域の基幹産業の振興にも役立つと考えます。あわせて実雇用数の増加に努力します。	県立ハローワークの協力を得て、地域性を踏まえた第1次産業(農業、林業、漁業)での協力雇用主の開拓と実雇用の増加に取り組み、林業を営む事業者1社を登録しました。	引き続き、協力雇用主の開拓に努め、地方公共団体に対し、協力雇用主の雇用実績に対する優遇措置について検討をお願いしていき、協力雇用主の社会的評価の向上に努力します。
		・ 鳥取保護観察所 :就労への動機付けに努め、関係機関とも連携して就労支援に取り組むとともに、協力雇用主の開拓において、農福連携として一次産業分野に特に力を入れます。また、国及び県のハローワークに協力雇用主の情報を提供し、連携して就労支援に取り組むことで、協力雇用主のもとでの実際の雇用の拡大に努めます。	関係機関と連携して保護観察対象者等の就労支援に取り組み、本年度中に実際に新規に雇用した協力雇用主の数は8社、新規に雇用された対象者数は13人、協力雇用主の新規登録は8社となりました(いずれもR8. 2月末時点)。	引き続き、協力雇用主の開拓と活用に努め、支援が必要な保護観察対象者等が早期に就労し、就労後もできるだけ長く職場に定着できるよう、関係機関と連携して支援に努めます。
		・ 鳥取県再犯抑止更生協会 :鳥取刑務所等の矯正施設において、出所を間近に控えた受刑者に対する「出所前講習」を民間の立場として継続して行います。その中で、自立への重要な一歩として就労を奨励し、ハローワークや協力雇用主、職業訓練について説明し、鳥取県立ハローワークの更生保護担当の専門就業支援員にも講習会に参加していただき、専門家の視点からの指導を実施します。	刑務所と連携しながら行う「出所前講習」は3月11日時点で20回開催し、29名の出所予定者が受講した。就労の確保については鳥取県立ハローワークと連携し、就労の奨励、ハローワークや協力雇用主制度、終業後の労働相談窓口などについて指導した。社会を明るくする運動境港市推進委員会総会において、約50名の方に対し講演を行った。鳥取刑務所矯正展においてブースを設け、広報活動と講話を行い再犯防止活動の実施状況と周知を図った。	鳥取刑務所等の矯正施設において、出所を間近に控えた受刑者に対する「出所前講習」を民間の立場として継続して行います。その中で、自立への重要な一歩として就労を奨励し、ハローワークや協力雇用主、職業訓練について説明し、鳥取県立ハローワークの更生保護担当の専門就業支援員にも講習会に参加していただき、専門家の視点からの指導を実施します。また講演会や広報活動などを通じ、再犯防止の取り組みを広く周知します。
		・ 鳥取労働局 :ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置、就労支援チームによる就労支援事業を継続します。	就職支援ナビゲーターの配置をはじめ、ハローワークにおいて職業紹介、矯正施設への出張相談、必要に応じて全国の帰住予定地のハローワークとの連携を図りながら、就労支援チームによる就労支援事業を実施しています。就労支援事業のおける就職件数12人(令和7年12月末現在)	就職支援ナビゲーターの配置、ハローワークでの職業紹介、矯正施設への出張相談など就労支援チームによる就労支援事業について、関係機関との連携を図りながら継続して実施します。
		2 住居の確保	・ 鳥取保護観察所 :国土交通省の所管となる居住支援法人との連携により住居を確保したり、高齢・障がいなど様々な特性に応じた自立準備ホームを新規開拓したりします。	引き続き、更生保護施設や自立準備ホーム退所後の住居確保について、居住支援法人等の関係機関と連携して支援に努めるとともに、一時的受入先としての自立準備ホームの開拓に努めます。
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	1 高齢者又は障がいのある者等への支援等	・ 鳥取刑務所、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター :平成28年度から、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所及び鳥取刑務所の3者主催で、関係機関の相互理解の促進と支援ネットワークの充実・連携強化を図ることを目的とし、罪を犯した高齢・障がいの者の地域生活への定着を中心的なテーマとして(出所後の高齢者・障がいの者の施設入所先の確保等)、地域定着支援に係る関係機関連絡協議会を開催しています。福祉施設や関係機関などに継続して出口支援の理解・周知を図ります。	令和7年度から鳥取刑務所・鳥取保護観察所・鳥取県地域生活定着支援センターの3者で開催していた協議会に鳥取地方検察庁が加わった4者で関係機関等連絡協議会を開催しました。グループワーク等を行い、福祉施設や関係機関等に入口支援と出口支援の周知及び協議を通じて関係機関同士の相互理解の促進を図り、地域における支援ネットワークの充実と連携の強化に努めました。	令和8年度も引き続き、鳥取刑務所、鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センターの4者で、入口支援出口支援座談会で日ごろからの連携強化に努め、地域定着支援に係る関係機関等連絡協議会を開催し、罪を犯した高齢者・障がい者等に対する入口支援・出口支援の周知を図ります。また各関係機関の相互理解の促進及びネットワークの充実を図るとともに、より連携を強化した関係作りを推進し、地域における支援体制の構築及び連携強化に努めます。
		・ 鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター :令和4年度から、3者主催で、入口支援における地域定着支援のための関係機関連絡協議会を開催し、弁護士及び行政機関などに参加を呼びかけ、起訴猶予処分者等の再犯防止に向けた関係機関の連携の強化を図っており、引き続き取り組みます。	鳥取刑務所、鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センターの4者で偶数月を主として入口支援出口支援座談会を開催しました。日頃から4者での連携を深めることで実際のケースで相談しやすい「顔の見える関係性」が構築できています。	
			同上	同上

重点課題		計画	R7年度実施内容(見込み含む)	R8年度計画
		・鳥取県地域生活定着支援センター: 入口支援については、鳥取県社会生活自立支援センターが平成30年度から毎年1回実施している弁護士向けの事例報告会を通して周知を行っていましたが、鳥取県地域生活定着支援センターに一本化された後も継続して開催しており、関係機関連絡協議会の取組とあわせて入口支援・出口支援の円滑な依頼につなげます。	1. 弁護士向けの事例報告会 定着主催にて国選弁護人を担当した弁護士とともに、入口支援から出所時支援につながった事例を共同報告しました。24人程度参加いただきました(R7.7.10)。 2. 入口支援・出口支援を問わない、関係機関とのネットワーク構築 ・令和6年度まで入口支援と出口支援の関係者別で開催していた座談会について、令和7年度から入口支援出口支援座談会として鳥取刑務所、鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センターの4者で集まり偶数月に開催。 ・鳥取市自立支援協議会、西部自立支援協議会の各地域移行部会への定期参加。令和7年度から鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会へ参加開始。 ・地域ネットワーク強化のため、①鳥取市・北栄町・米子市の重層型支援事業窓口と地域福祉検討会を実施、②東・中・西部のGHや居住支援法人、A型作業所の巡回開拓③東・中・西部の対象者受け入れ施設で合同での研修会開催(R8.2.20) ④給産会との月1回程度の座談会の開催。 ・情報発信のため、①東・中・西部の関係機関における研修への講師派遣、②鳥取地区矯正展でのブース展示を実施。 以上の取組を通して、第二期鳥取県再犯防止推進計画14ページ(3)課題(中西部支援拡大、弁護士・市町村等の関係機関への理解・周知促進)に対応しました。	今年度同様に実施予定です。
		・鳥取保護観察所: 支援が必要な受刑者については、刑事施設の刑務官や地方更生保護委員会の保護観察官から更生保護施設への入所など支援が受けられることの説明がなされますが、支援を希望しない者については、強制できないものの刑事施設や地方更生保護委員会から再考を促し、保護観察所に立ち寄るよう働きかけることで支援に至った事案もあります。今後も対象者自らが必要に応じた支援を受けるよう関係機関と連携して働きかけます。	高齢又は障がいにより刑務所出所後に医療や福祉サービスなどの支援が必要な者に対しては、刑務所に入所中から地域生活定着支援センターや地域の支援機関と連携し、本人への働きかけや支援機関等との調整を行いました。	引き続き、高齢又は障がいにより刑務所出所後に医療や福祉サービスなどの支援が必要な者に対し、刑務所に入所中から地域生活定着支援センターや地域の支援機関と連携し、本人への働きかけや支援機関等との調整を行います。
		・鳥取刑務所: 特別調整を拒む者や希望しない者の中には、面接を通して最終的に特別調整を希望するようになる者も多いため、今後も受刑者にその必要性を根気強く話します。	入所後のアセスメントに係る面接時に社会福祉士が関与し、特別調整の必要な者については、早い段階から福祉的支援ニーズを把握するとともに意識付けを図り、円滑な社会復帰につなげていけるよう支援しています。	令和8年度も継続実施予定。
		・鳥取地方検察庁: 検察庁全体の方針として、刑事司法手続きによって得た情報は、引き続き、可能な限り関係機関に提供します。	関係機関への情報提供に当たっては、対象者の同意を得た上で、対象者が望む支援や事件に至る経緯や背景等から推測される対象者の生活課題等について、関係機関等からの意見要望を踏まえながら、支援に必要かつ相当と認められる範囲で情報提供を行っている。 特に、高齢者や障がいのある者については、保護観察所及び定着支援センターの助言や協力により、更生保護施設や福祉・医療等へつなげる「入口支援」を行っている。	令和8年度も継続実施予定。
	2 薬物依存の問題を抱える者への支援等	・鳥取保護観察所: 薬物依存症の刑務所出所者等の社会復帰に向けた指導や支援を継続して行います。	薬物再乱用防止プログラムを個別又はグループで実施しました。グループ実施の際は、鳥取ダルクのスタッフにも助言者として参加してもらっています。期間が終了した後も地域の支援に繋がるよう働きかけてを行っています。	薬物事犯の刑務所出所者等に対し、薬物再乱用防止プログラムや社会復帰に向けた生活指導・支援を継続して行います。期間が終了した後も地域の支援に繋がるよう働きかけを行います。
第3 学校等と連携した修学支援の実施等	1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所): 非行犯罪防止に関する知見の地域への還元、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助(地域援助)を引き続き行います。	令和7年度は、個人に対して延べ51名、関係機関に対して延べ4,504名に対して援助を実施してきた。	来年度も引き続き地域援助に取り組んで行く予定である。
		・鳥取県BBS連盟: 多様性のある関わりを意識しながら、鳥取法務少年支援センターと連携した学習支援、児童福祉施設への支援や入所児童との交流等を継続します。	児童福祉施設への食材支援、保護観察所と連携し保護観察中の少年との交流を実施。小学校へのプルタブ寄贈、平和学習の派遣。会員による刑務所での落語会実施。香川大学を訪問し、さぬき再犯防止プロジェクトPROSと交流。更生保護活動の情報共有を実施。BBS会としては、倉吉BBS会が再始動。東部西部に中部も加わり会員増と活動の幅を広げている。また鳥取大学の学域BBS会も現在立ち上げ準備中。	引き続き保護観察所や刑務所、保護司や更生保護女性会と連携し、少年や犯罪者への更生保護活動のさらなる充実をはかる。また、小学校へのプルタブ寄贈や平和学習も継続する。新たに鳥取大学の学域BBSの開始。県内(東中西+学域)。

重点課題		計画	R7年度実施内容(見込み含む)	R8年度計画
		・ 鳥取県保護司会連合会 :小学生を対象に社会を明るくする運動教室等を継続します。	・鳥取保護区では、保護司や更生保護女性会会員、BBS会員が参加し、6校延307名を対象に1時限を活用させていただき、社会を明るくする運動作文コンクールの優秀作品の読み合わせを行い、グループに分かれて自分の問題として話し合う取り組みを継続して行っている。 ・境港市では、始め手の取り組みとして社会を明るくする運動フェスティバルにおいて小中学生による社明作文の朗読発表を行った。 ・米子市では学校と保護司の連絡協議会が設置されており、生徒の健全育成に向けての意見交換が毎年行われている。	鳥取保護区の取り組みは他の保護司会にもよく知られているが、学校側の理解を得るには、多忙であったり、教育効果の見極めなど難しさもある中で、きっかけづくりはどうあるべきかなど連合会の中でも議論を深め、新たな取り組みを始める保護司会が増えるよう努める。
		・ 鳥取県更生保護女性連盟 :あいさつ運動や小中学校での家庭科授業ボランティアを継続します。	・小中学校門・街頭等でのあいさつ運動実施 ・小中学校学習支援 ・各地区、支部でのミニ集会実施 ・子育て支援実施 ・”第75回社会を明るくする運動”実施。「標語募集」の実施及び学校訪問をする。 ・犯罪・飛行防止活動の実施、「薬物乱用防止」活動の実施 ・更生保護施設への支援活動 ・保護観察処遇への協力活動実施 ・社会貢献活動への協力実施	・あいさつ運動を継続します。 ・小中学校への活動支援を継続します。 ・ミニ集会活動を継続します。 ・子育て支援活動を継続します。 ・”第76回社会を明るくする運動「標語募集」を継続します。 ・犯罪・非行防止活動、「薬物乱用防止」活動を継続します。 ・更生保護施設「への支援活動を継続します。 ・保護観察処遇への協力を継続します。 ・社会貢献活動への協力を継続します。
第4 民間協力者の活動の促進等	1 民間協力者の活動の推進	・ 鳥取保護観察所、鳥取県保護司会連合会 :保護司適任者の確保について、鳥取保護区においては、保護司が不足している学区など公民館単位で、保護司や地域の自治会長、公民館長、民生児童委員会長、社会福祉協議会長などを委員とした「保護司候補者検討協議会」を開催して適任者の発掘を行っています。その結果として高い充足率を維持しており、この取組を他の保護区でも広げられるよう継続します。	保護司適任者確保について、鳥取保護区においては地域を代表する方々や保護司の理解を得て保護司候補者検討協議会を立ち上げ、保護司候補者の情報の収集・交換を行った結果、2名の者が保護司に委嘱されました。	(鳥取保護観察所) 適任者確保のため、検討協議会未設置の保護区に対し、検討協議会の設置を働きかけます。 保護司活動インターンシップや保護司セミナーの開催を働きかけます。 (鳥取県保護司会連合会) 全国的な課題として若手、女性の適任者の確保なテーマを絞った形で論議が進められており、その中にあっては公募制の妥当性なども検討課題とされており、連合会の中でも課題共有し、様々な機会に保護司の魅力や使命の理解を深める取り組みや検討協議会の設置の呼びかけを行う。
		・ 鳥取保護観察所 :自治体の退職予定者説明会で保護司の説明またはパンフレット配付を行い、地域貢献や保護司に興味のある方を保護司候補者として発掘できるよう自治体に協力を依頼します。また、保護司候補者の安定的確保に繋がる効果的な取組として、令和4年度から保護司候補となり得る方を対象とした保護司の説明セミナーを鳥取県保護司会連合会とともに開催することとしており、引き続き取り組んでいきます。その広報の場については、情報提供を関係各所へ依頼するなど連携・協力を進めます。	自治体の退職予定者説明会(退職予定者あて)で保護司及び更生保護のパンフレット配布を行い、地域貢献や更生保護ボランティアに興味のある方を発掘できるよう担当者に協力を依頼しました。	自治体に対し、退職予定者説明会で保護司及び更生保護女性会の説明、またはパンフレットの配付を依頼します。 自治体に依頼したり、マスコミを活用する等して更生保護ボランティアの活動を発信し、保護司適任者の確保、その他更生保護ボランティア会員の増強を図ります。
		・ 鳥取県保護司会連合会 :保護司の安定的な確保のため、県内各保護司会管轄内において地区単位での保護司セミナー開催を推進します。	・保護司セミナーは、7年度は取り組みはなし。 ・保護司の仕事に体験的に参加していただく保護司インターンシップは鳥取、倉吉、西伯保護区において、犯罪予防活動や関係部会に延8名の方が参加された。	保護司セミナーは法務省において、実施経費が支弁される仕組みとなっており、各保護司会の各地区単位で地域の関係団体との連携活動として積極的に取り組むことを改めて推奨する。
		・ 鳥取県更生保護観察協会 :保護司会連合会・更生保護女性会・BBS会・鳥取県就労支援事業者機構・更生保護施設給産会など更生保護関係団体へ継続的に助成を行います。	鳥取県更生保護観察協会:保護司会連合会・更生保護女性会・BBS会・鳥取県就労支援事業者機構・更生保護施設給産会など更生保護関係団体へ継続的に助成をした。	更生保護関係団体へ継続的に助成を行うために、更生保護関係団体に協力して頂き、新規の賛助会員を増やす活動に取り組む予定。
	2 広報・啓発活動の推進	※国の第二次計画においては、広報・啓発活動の推進(啓発事業等の実施、法教育の充実)を実施することとされており、県内の国関係機関、民間団体各機関においても普及啓発を実施します。		
第5 地域による包摂の推進	1 国・民間団体・市町村等との連携強化	・ 鳥取保護観察所 :再犯防止推進法において地域再犯防止推進計画(※)の策定が努力規定となっており、また、計画策定を通して関係機関の連携も強まることから、計画未策定の町村に対して、保護司会など更生保護民間団体の協力を仰ぎながら策定の働きかけを継続します。町村が計画を策定する際には、地区保護司会とも連携して必要な情報を提供するなど策定に向けた協力を行います。 ※正しくは「地方再犯防止推進計画」	計画未策定の自治体について、必要な情報を提供するなど策定に向けた協力を行うとともに助言を行いました。	引き続き、未策定の自治体に対し、早期策定の働き掛けを行います。
		・ 鳥取地方検察庁 :検察における再犯防止に関する業務は、高齢化社会を反映して従前よりも一層重要性を増しています。今後も、窓口となる担当者にとどまることなく、捜査・公判を担当する職員全員で制度等に関連する情報や個別具体的事案の情報を共有することで、関係機関との連携の推進や再犯防止に関する意識の向上を図ります。	捜査公判部門の職員を中心に、支援機関・団体主催のセミナーやシンポジウム等へ参加し、再犯防止活動の重要性について再認識を図った。 また、個別事案では、支援機関・団体等の意見、要望を踏まえつつ、可能な範囲で情報提供するなどして連携を図っている。	令和8年度も継続実施予定。

重点課題		計画	R7年度実施内容(見込み含む)	R8年度計画
2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実		・鳥取保護観察所、鳥取刑務所:今後も鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)の地域援助(非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元)を積極的に活用し、対象者の更生等につなげます。	(鳥取保護観察所) 保護観察等対象者5名について、鳥取法務少年支援センターに地域援助の協力依頼を行いました。 (鳥取刑務所) 鳥取少年鑑別支所との処遇共助として、昼夜居室処遇者に対して、集団処遇の指導に加えて、面接や対話実践を行ってもらい、処遇の充実化を図りました。	(鳥取保護観察所) 引き続き、必要に応じて、地域援助の協力依頼を行います。 (鳥取刑務所) 令和8年度も継続実施予定
		・鳥取刑務所:満期釈放日の約1か月前に面接を実施して、必要に応じて「保護カード」を交付し、困ったときの相談先として保護観察所を訪ねるよう継続して指導します。	満期釈放日のおおむね1か月前に面接を実施し、円滑な社会復帰に向けて帰住先等の指導を行い、保護カードの利用を含めて、保護観察所の訪問を促すとともに必要に応じて乗車保護等を行っている。	令和8年度も継続予定。
		・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所):研修や講演等の地域援助により、非行・犯罪に係る専門知識を地域に還元し、「実効性のある教育・処遇方針を提言する専門機関」として、鳥取県の安心・安全に貢献する各種活動を引き続き行います。	当センターに直接来庁される方々はもちろん、関係機関から研修や講師派遣等の依頼があった際は、可能な限り要望に添えるよう務めている。	来年度も引き続き鳥取県の安全・安心に貢献できるよう活動を継続する予定である。

第2期鳥取県再犯防止推進計画における再犯の防止等に関する施策の動向
を把握するための参考指標（鳥取県の現状データ）

資料 2

第2期計画(基準値)	R4	R5	R6	R7	備考(取組の効果等増減について考えられる要因、増減に至った取組以外の特殊事情など)	調査・出典元
○刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和9年度末までに基準値から20％減らす。 (基準値443人(平成29年～令和3年の平均値)→354人(令和4年～8年の平均値))	478人	444人	430人	—	令和4～6年度の平均値:450人 計画目標数値達成が困難な状況であると認識しているが、今年度開始の保護司よりそい支援事業等により、再犯者の一層の減を図る。	法務省矯正局 (孤独・孤立対策課受領)
(1)就労・住居の確保等関係 ① 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 基準値 106社・雇用している雇用主数23社・36人(令和3年度)	(R4年度) ア 110社 イ 21社 ウ 36人	(R5年度) ア 129社 イ 21社 ウ 37人	(R6年度) ア 124社 イ 12社 ウ 26人	(R8.2未現在) ア 132社 イ 10社 ウ 17人	就労支援を行うべき対象者が減少傾向にあり、雇用に至った人数も同様。ハローワーク、事業者機構等から情報を得た際に新規登録を働きかけ、協力雇用主数は適当な事業所数を維持している。	鳥取保護観察所
② 鳥取刑務所における出所者のうち、帰住先がない者の数 基準値 28人(18.8%)(令和3年)	17人 (11.1%)	29人 (20.0%)	18人 (14.8%)	27人 (15.6%)	令和7年度出所者:172人	鳥取刑務所
③ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数 基準値 96人(令和3年度)	49人 (R4年度)	78人 (R5年度)	59人 (R6.12末時点)	62人 (R8.2月末時点)	主に更生保護施設で受け入れる仮釈放者、勾留中の生活環境調整による更生緊急保護ケースが前年度より減少した影響が大きく基準値を下回った。自立準備ホームへ委託すべき適当な対象者も少なかった。	鳥取保護観察所
(2)保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係 ① 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 基準値 9人(令和3年度)	13人	16人	16人	13人 (R8.2月末)		鳥取県地域生活 定着支援センター
② 入口支援を実施した者の数 基準値 32人(令和3年度) ※正しくは31人	37人	27人	38人	25人 (R8.2月末)	①4人、②6人、③15人(いずれもR8.2月末時点)の合計。 *R6年度の数字を訂正しました。	鳥取保護観察所、 鳥取県地域生活 定着支援センター
② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合 基準値 1人・2.9%(令和3年度)	1人・3.1% (R4年度)	2人・5.1% (R5年度)	1人・3.8% (R7.1末時点)	3人・9.0% (R8.2末時点)		鳥取保護観察所
(3)学校等と連携した修学支援の実施等関係 ① 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率 基準値 0人・0%(令和3年度)	0人・0%	0人・0%	0人・0%	0人・0%		鳥取保護観察所
② 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 基準値 0人・0%(令和3年度)	0人・0%	0人・0%	0人・0%	0人・0%		鳥取保護観察所
③ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及びその合格率 基準値 0人・0人・0%(令和3年度)	受験者:1人 合格者:1人 合格率:100%	受験者:0人 合格者:0人 合格率:0%	受験者:3人 合格者:2人 合格率:67%	受験者:4人 合格者:2人 合格率:50%		鳥取刑務所
(4)民間協力者の活動の促進等関係 ① 保護司数及び保護司充足率 基準値 371人・95.1%(令和4年1月現在)	365人 93.5% (R5.1.1)	365人 93.5% (R6.1.1)	373人 95.6% (R7.1.1)	358人 91.8% (R8.1.1)		鳥取保護観察所
② ”社会を明るくする運動”行事参加人数 基準値 9,893人(令和3年度)	14,029人 (R4年度第72回)	15,579人 (R5年度第73回)	4,726人 (R6年度第74回)	13,016人 (R7年度第75回)	R6年度の数字は、集計ミスと思われる。結果報告の提出がなかった推進委員会があった模様。	鳥取保護観察所
(5)その他 ① 再犯者率 基準値 53.7%(令和3年)	55.80%	53.00%	53.55%	—		法務省矯正局犯 罪統計(孤独・孤 立対策課受領)

【資料3】

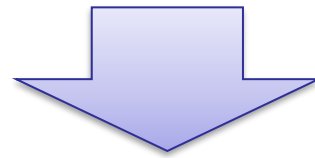
令和8年3月17日

保護司よりそい支援事業

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課

保護司よりそい支援事業 経緯

- 地域生活定着支援センターは、高齢・障がいのある出所者等の相談支援を行う機関であるが、実態としては対象外の方及びその家族から相談が寄せられることも多く、できる範囲でアドバイス等を行っていた。
- 一般の出所者等に対しては、定着支援センターが行っている伴走型支援を行うことができていないが、一方で出所者等の再犯者数を減少させるためには、出所者等の社会からの孤独・孤立を防ぎ、安定・自立した生活のサポートが必要であり、**高齢者や障がい者に限定しない支援体制構築が第2期再犯防止推進計画の策定にあたって課題提起された。**



支援体制構築のための検討会の実施へ

- 「高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる検討会」を令和5年～令和6年にかけて合計6回実施。
- 主な参加機関：鳥取保護観察所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県定着支援センター、鳥取県

保護司よりそい支援事業

- 検討会の結果、以下の新規事業の設立に至った
- (R7新)保護司よりそい支援事業 1,960千円 (国:1/2、県1/2)

内容	予算
(1)保護観察終了者が元担当保護司に相談した場合、保護司に必要経費の支援を行う。 ・単価3,440円/回 法務省の保護司実費弁償金支給制度と同単価 ・法務省制度では対応できない範囲を対応 ・委託:鳥取県保護司会連合会	1,062千円
(2)満期出所者等からの相談を受け付けるため、保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」(鳥取市、倉吉市、米子市の3か所)に相談対応体制を整備する。(人件費、事務費の負担) ・委託:鳥取県保護司会連合会	
(3)その他、支援体制に係る連絡会や周知に係る広報を行う。	898千円

保護司よりそい支援事業 支援スキーム

パターン① 保護司の元担当支援者(保護観察終了者等)



元担当支援者
(家族等含む)

困りごと相談

助言等



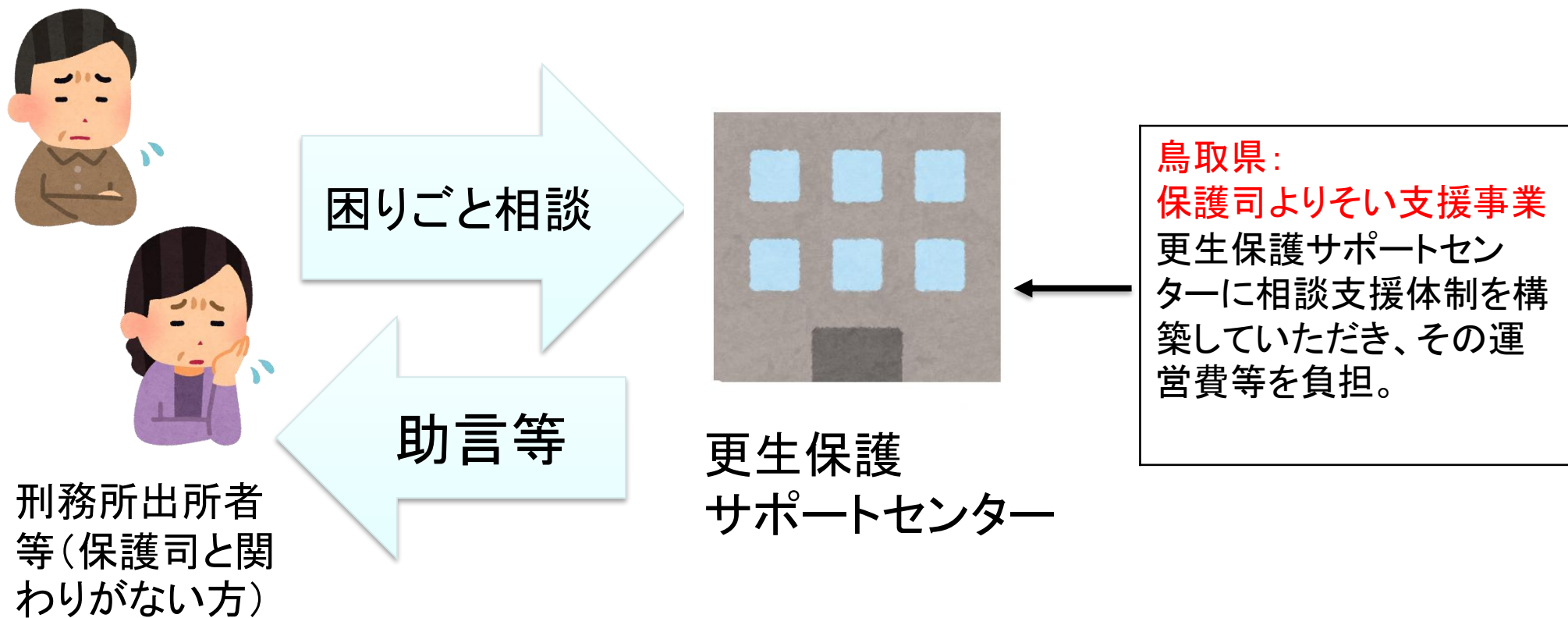
元担当保護司

法務省:元保護観察対象者等に対する相談対応・援助に関する保護司実費弁償金
単価:3,440円
同一内容で複数回の対応は対象外。

鳥取県:保護司よりそい支援事業
単価:3,440円(国と同額)
法務省の実費弁償金制度の対象外となるもののうち、更生に必要なものを支給。
例:同一内容での複数回対応

保護司よりそい支援事業 支援スキーム

パターン② 保護司との接点がなかった者(窓口相談)



保護司よりそい支援事業における相談者の属性別対応の流れ

①元担当対象者等から（保護司との関係があった保護観察終了後の人など）

かつて担当していた保護観察、生活環境の調整対象であった者又はその家族等（引受人、家族、同居人、雇用主、学校等の関係者）から、元担当対象者の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な相談に応じ、又は援助を実施した場合

元担当保護司

現役保護司に限る

報告書

（法務省様式）
を作成⇒保護観察所へ提出

保護司

保護観察所、県保護司会連合会（県保連）

- ・報告書を踏まえ、支援等対応を保護観察所が検討、実施。
- ・報告に対する費用弁償を保護観察所が国と県対象に仕分け。

【弁償金対応】

保護司実費弁償金の関係通達等と照らし合わせて、支給の可否を検討。支給可能案件については、補導費などほかの実費弁償金同様、四半期単位で保護司個人口座に振り込む。

【県予算】

実費弁償金の支給対象とならなかった案件（既に実費弁償金の支給対象とされたものと同じ相談（2回目以降）、近況報告、定期的な交流など）については、**県保護司会連合会と協議の上**、元担当対象者等の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な活動と認められる場合、県保連から保護司個人口座に振り込む。（支給単価3,440円※国単価と同額）。

県保護司会連合会
（事務全体）

- ・「元担当対象者等からの相談、支援」のうち弁償金対応とならなかった案件及び「刑務所出所者等に対する相談、支援」案件に係る県予算対応の可否検討と支給事務。
- ・県事業に係る情報の集約、整理、分析。

【県予算】

実施のための事務局人件費、経費に委託料（県と県保連がまとめて一本で契約締結）

保護観察所、県保護司会連合会

- ・報告書を踏まえ、支援等対応を保護観察所が検討、実施。
- ・報告に対する費用弁償を保護観察所が国と県対象に仕分け。

【県予算】

県保連と協議の上、刑務所出所者等の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な活動と認められる場合、県保連から保護司口座に振込み。支給単価3,440円（国単価同額）。

*企画調整保護司：処遇活動に関する相談への対応などの役割を十分担うことができる保護司の中から保護観察所長により指名され、サポートセンターに駐在

更生保護サポートセンター（鳥取、倉吉、米子）

【県予算】

相談支援窓口とするための経費（運営費、関係機関との連携のための活動経費※単価1,460円）について委託料。

※元担当保護司又は保護司が、サポセンに常駐する企画調整保護司を指名されている場合で、その従事時間中の相談、支援については、企画調整保護司として支給される特殊事務処理費との二重払いにならないよう、別途、保護観察所から対応検討。

②刑務所出所者等から（保護司との関係がなかった満期釈放者や保護観察がなかった人）

【②-1】

①以外の者から保護司個人への相談

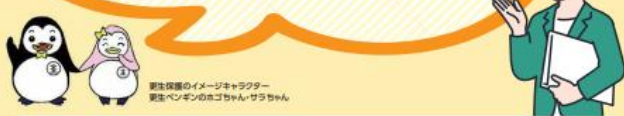
【②-2】

①以外の者から更生保護サポートセンターへの相談

事業に係る広報物(チラシ)

➤周知用チラシ・カードを作成し、関係機関に配布することで周知を図っている。

ほごし こうせいほご
**保護司・更生保護サポートセンターは
あなたの立ち直りの味方です**
一人で悩まずにご相談ください



保護司は、犯罪や非行をした人たちが、スムーズな社会生活が営めるよう、相談に応じ、必要な助言を行う民間のボランティアです。

こんなお悩みありませんか？

- 誰に相談したら
よいかわからない
- 刑務所を出たが
働き口がない
- 刑務所を出たが
アパートの入居を
断られるのでは？
- 地域にうまく
なじめない...

保護司と更生活動をサポートする
更生保護サポートセンターが様々な相談をお受けします！

更生保護サポートセンターの連絡先は裏面へ



鳥取県・孤立対策部

＜ 作 成 ＞ 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

令和7年11月作成

鳥取県内更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターは、地域における更生保護活動の拠点です。犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域社会で支援することや犯罪を未然に防止する犯罪予防活動など、関係機関・団体などと連携した更生保護活動の充実強化を目的として設置されています。

東 部 **鳥取更生保護サポートセンター**
鳥取市幸町151 鳥取市人権交流プラザ内
0857-21-3203
(平日9時～15時30分)

中 部 **倉吉更生保護サポートセンター**
倉吉市住吉町77-1 倉吉市文化活動センター内
0858-23-1241
(平日10時～16時)

西 部 **米子更生保護サポートセンター**
米子市博労町4丁目169-1 米子市役所博労町庁舎内
0859-34-7276
(平日10時～16時)

秘密は
守ります

相談料は
かかりません

名前を伏せて
相談いただけます

県内3か所に設置している更生保護サポートセンターには保護司が駐在しており、刑を終えて出所した人やそのご家族への相談窓口を設置しています。

- 面接や電話での相談を受け付けています。
- 秘密厳守・相談無料ですのでお気軽にご相談ください。
- 必要に応じて専門機関へもおつなぎします。

※電話相談に伴う通話料は、相談者の負担となります。

〈県HP QR〉



保護司よりそい支援事業 支援実績

- 令和7年度において、2件の実績が上がっている。

対応者 (保護司or更生保護 サポートセンター)	内容	対応
更生保護サポートセンター	・数十万円の負債があり、年金の相当部分を返済に充てている。医療系国家資格を有しているが、様々な疾病に罹っており、就労困難。債務整理と生活保護申請を考えている。	・サポセン職員が市町村の生活困窮相談窓口を案内し、同行。同窓口経由で役場内の生活保護申請窓口への相談につながった。 ・今後の見込みがたち、相談者本人も安心して帰宅された。
更生保護サポートセンター	・市役所からサポセンを紹介され、電話相談。仕事がなく困っており、仕事を紹介してほしいとの要望。	・保護司や保護司会では仕事の斡旋ができないため、ハローワークに行き、相談するよう助言した。

市町村の皆様へのお願い

- 一度罪を犯した方は、地域でも孤立しやすいと考えられ、第二期鳥取県再犯防止推進計画においても、「地域による包摂の推進」を一番のポイントに掲げています。
- 本制度は、そうした孤立を防ぐための相談口の一つとなりますので、周知についてご協力をいただけますと幸いです。
- また、保護司や更生保護サポートセンターからの協力依頼等ございましたら、可能な範囲でご協力をいただけますと幸いです。

背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- R6.5、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
- 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 報告書」が提出（R6.10）



運用による改善（新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等）を図るとともに、「法改正によらなければ対応できない事項」や「施策を推進するために必要な事項」について法改正

改正のポイント

保:保護司法 更:更生保護法 事:更生保護事業法
※条文番号は改正後のもの

1 保護司の適任者確保

- **保護司の使命及び委嘱条件の見直し**（保1・3）
⇒今の時代に求められる保護司像を明確化
「安心・安全な地域社会の実現」
「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」
「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」
- **広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定**（保3）
⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却
- **保護司の任期の延長（2年 ⇒ 3年）**（保6）
⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

より多様な保護司の
担い手の確保

2 保護司の活動環境の改善

- **保護司会等の任務規定の整備**（保12・13）
⇒保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- **保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設**（保14）
⇒保護司会等の負担を軽減 ※国による支援も推進
- **地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備**（保18）
⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、
活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- **民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設**（保19・20）
⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、
保護司として活動しやすい環境を整備

国・地方・民間で
保護司を支え、
安定・継続的な
保護司活動の実現

3 保護司の安全確保

- **保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設**（保16）
⇒面接場所の確保等の施策を推進
- **保護司の職務の執行区域の弾力化**（保7）
⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を
活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる
- **公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設**（更64・78の3）
⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、
リスクに応じて保護観察官の関与を強める

安全・安心な
保護司活動の実現

4 その他更生保護制度の充実

（更2・事3）

- **更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備** など

⇒ 法改正はゴールではなく、保護司の方々の声を更に聴きながら、様々な見直しを継続

令和 7 年保護司法等改正を踏まえた保護司活動を支える取組の概要

法務省
保護局

更生保護は、犯罪や非行をした人が地域社会の中で改善更生していくことを助けるための各種取組であり、**新たな被害者も加害者も生まない、安全で安心な地域社会を作っていくために重要**。

更生保護の取組は、保護司を始めとする民間協力者の活動なくしては成り立たないものであり、**保護司法等の改正（※）を踏まえ、保護司等の活動を地域全体で支える環境を整備**していく。

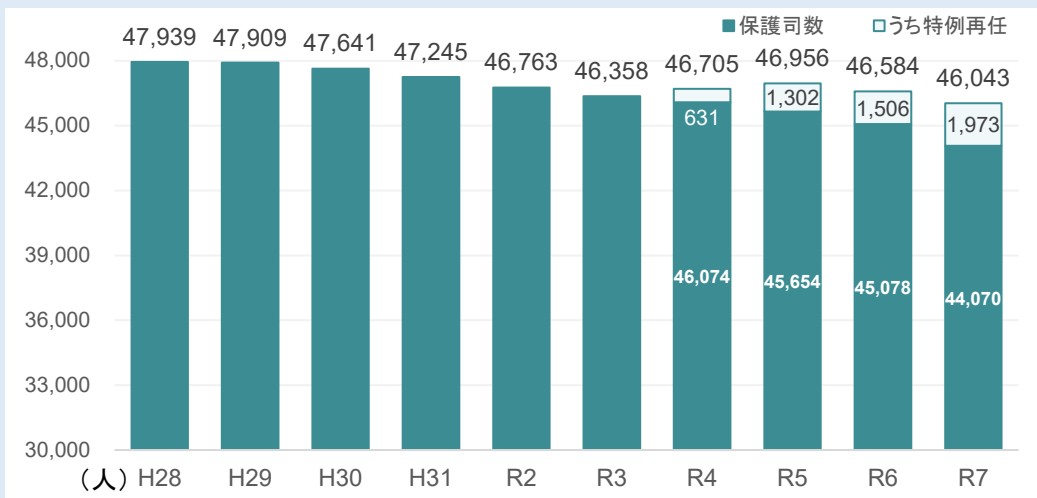
※更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 2 号）。一部を除き公布後 1 年以内に施行。

1 保護司の適任者確保	法改正のポイント	主な取組	より多様な保護司の担い手の確保
○ 保護司の使命及び委嘱条件の見直し ⇒今の時代に求められる保護司像を明確化し社会的認知を向上 ○ 広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定 ○ 保護司の任期の延長（2 年 ⇒ 3 年） ⇒より長く安定的に活動し、経験を積むことを可能に		○保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施により、将来的に保護司候補者となり得る方に継続的に働きかけ ○保護司の新任委嘱時の上限年齢（6 6 歳以下）を撤廃済み ○地方公共団体等の関係機関の広報誌を通じるなどして、保護司のなり手を広く募集（地域の実情に応じて実施） ○社会を明るくする運動等を通じて保護司制度等の広報を推進	
2 保護司の活動環境の改善 ○ 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化 ○ 保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設 ○ 地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備 ⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進 ○ 民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設 ⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら保護司として活動しやすい環境を整備		○関係機関との連携を強化し、保護観察対象者等への支援を保護観察所、保護司、関係機関等が一体となって実施 ○保護司活動に協力する民間企業に対して感謝状を贈呈するなど、保護司活動を地域で支える取組を促進 ○保護司活動に要した費用を支給する保護司実費弁償金の充実や保護司活動に伴う事務作業の簡素化、デジタル化を通じて保護司の負担を軽減	国・地方・民間で保護司を支える環境を整備
3 保護司の安全確保 ○ 保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設 ⇒面接場所の確保等の施策を推進 ○ 保護司の職務の執行区域の弾力化 ⇒隣接する保護区の更生保護サポートセンターを活用しやすくし、面接場所の選択肢を広げる ○ 公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設		○ 1 つの保護区内における 2 つ目の更生保護サポートセンターの設置（令和 7 年度～4 3 か所） ○その他自宅以外における面接場所の確保の取組を推進 ○保護司が自宅以外で面接を実施した場合に、面接場所の利用にかかった費用を実費弁償する予算を措置 ○保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価を強化し、リスクに応じて保護観察官の関与を強化 ○保護司が複数人で保護観察等を担当する保護司複数指名制を積極化	安全・安心な保護司活動の実現

保護司制度の現状と課題

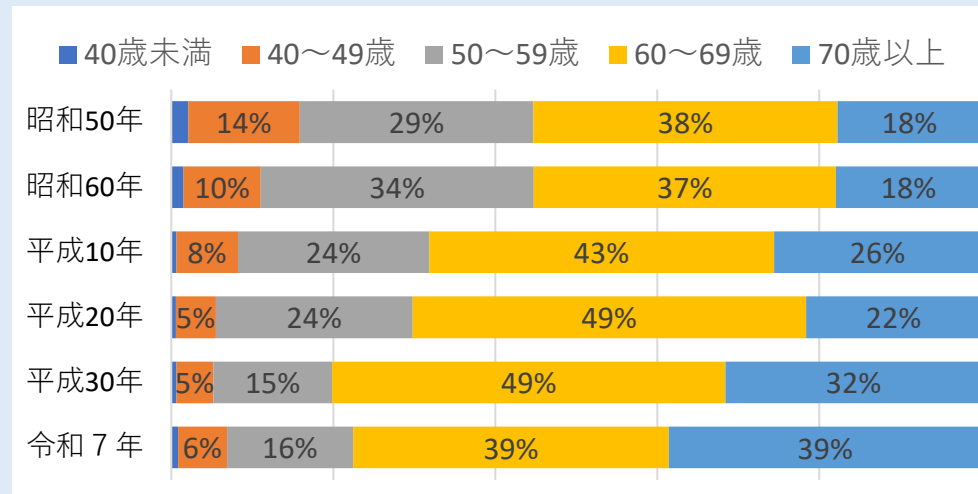
- 保護司の**減少傾向・高齢化**が続いており、**従前以上に多様な方に保護司を委嘱し、保護司制度を持続可能なものとする必要**。
- 令和6年5月、滋賀県で保護司が殺害され、担当していた保護観察対象者が逮捕・起訴される事件が発生しており、**保護司が安全に安心して活動できる環境の整備が必要**。
- 令和7年12月に保護司法の改正法案が成立し、**地方公共団体による保護司活動への協力は「できる」規定から「努力義務」規定に変更**（公布後1年以内に施行）。

保護司数の推移



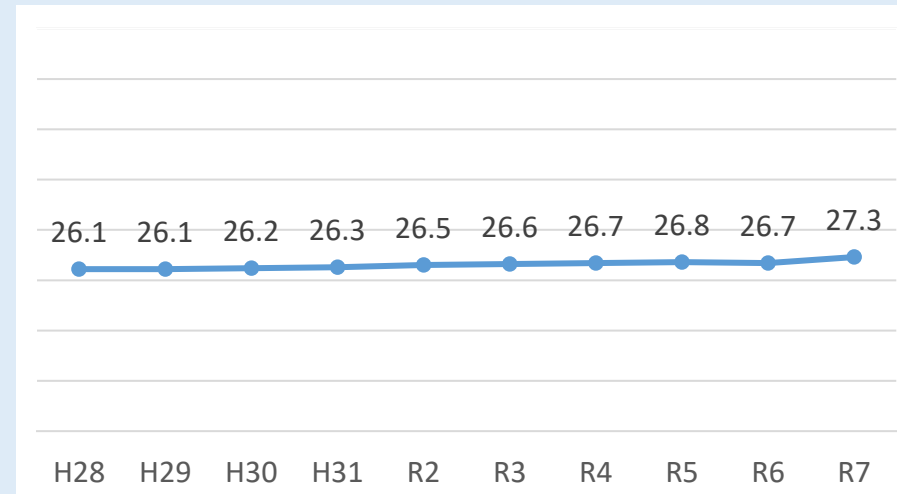
長く減少傾向にある

保護司年齢別構成の推移



70歳代が増加している

保護司に占める女性比率の推移



女性の保護司は3割未満で推移

※いずれも各年1月1日現在

地方公共団体の皆さまへのお願い

- 保護司の高齢化や定年年齢の上昇を受けて、**働いている現役世代の方々**にもより一層、保護司として活躍いただくため、**地方公共団体の職員の保護司への就任と、保護司である職員が保護司活動を行う**ことへの御配慮をお願いいたします。
なお、保護司には給与が支給されないため、地方公務員法上の兼業の許可は不要です。
 - ・ **ボランティア休暇や職務専念義務の免除**について、保護司活動への適用を御検討いただきたいこと。
 - ・ 保護司になりたい旨の申出が職員からあった場合は、必要に応じ、**周囲の職員にも理解を求める**などの支援を行うこと。
- 保護司が**自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を実施できる環境の整備**に御協力をお願いいたします。
 - ・ 公民館やコミュニティセンターなどの**公共施設を面接場所や更生保護サポートセンターとして、保護司・保護司会が利用**することに御協力いただきたいこと。
 - ・ 提供いただいた面接場所について、**夜間、休日も含めて利用**できるよう御配慮いただきたいこと。

総行政第36号
法務省保更第8号
令和8年1月30日

各都道府県知事 殿
各市区町村長 殿

総務省地域力創造審議官 恩 田 馨
(公印省略)

法 務 省 保 護 局 長 吉 川 崇
(公印省略)

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の成立・公布を踏まえた保護司の活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）

平素から、各地域における保護司活動に対し格別の御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和7年12月10日、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が公布されました。

同法律による保護司法の主な改正内容等は別添のとおりであり、保護司の適任者確保、活動環境の整備及び安全確保に関する国の責務を規定するとともに、地方公共団体による保護司・保護司会・保護司会連合会に対する協力規定を、いわゆる「できる規定」から努力義務規定に改めることとするなどの改正事項が盛り込まれており、公布の日から1年を超えない範囲内において施行することとされています。

保護司は、地域における再犯防止と犯罪予防を推進し、安全・安心な地域社会を実現する上で欠かすことのできない存在であり、国においてもその活動支援に一層取り組むこととしています。

地方公共団体におかれては、これまでも保護司活動に対し多大なる御支援をいただいていることに厚く御礼を申し上げますとともに、同法律の成立・公布を踏まえ、下記の支援の例を参考に、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

【地方公共団体の保護司活動に対する支援の例】

- ・更生保護サポートセンター^{注1}などの保護司の活動場所について、庁舎やコミュニティセンターなどの公的施設に入居させていただくこと

（注1）更生保護サポートセンター

地域における更生保護活動の拠点として設置され、保護司が駐在して、保護観察対象者との面接、関係機関との会議、保護司会における研修などに活用されています。

- ・庁舎やコミュニティセンターなどの公的施設を保護司が保護観察対象者等と面接する場所として利用させていただくこと
- ・利用させていただいている面接場所について、働いている現役世代も含め、幅広い世代の保護司が活用しやすいよう、土日祝日や夜間も利用できるようにしていただくこと
- ・地方公共団体の広報誌等で保護司活動の紹介をしたり、地方公共団体の退職者セミナー等において、保護司活動の説明をする機会を設けたりするなどして、保護司の適任者確保のための広報に協力いただくこと
- ・地方公共団体の現役職員の中から、保護司の適任者を推薦いただくこと
- ・ボランティア休暇や職務専念義務の免除について、保護司活動を適用対象にさせていただくなどして、保護司である地方公共団体の職員が保護司活動に従事しやすい環境を整備いただくこと
- ・保護司・保護司会・保護司会連合会が行う周知啓発活動や学校と連携した非行防止教室などの地域活動について、活動場所を提供したりして支援いただくこと

（参考）本法律による更生保護事業法及び更生保護法の改正により、地方公共団体による更生保護事業（更生保護施設^{注2}など）、更生保護に係る民間活動（更生保護女性会^{注3}、BBS会^{注4}などによる活動）に対する協力規定についても、同様に努力義務規定に改めることとされています。

（注2）更生保護施設

刑務所などから釈放された人や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが難しい人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行ったりして、円滑な社会復帰を支援する民間の施設です。

(注3) 更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

(注4) BBS会

非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

(担当)

法務省保護局更生保護振興課 吉本、片柳

TEL: 03-3580-4111 (内線: 2612)

総務省地域力創造グループ地域政策課 影山、真田、
小林

TEL: 03-5253-5523

※依頼内容に関する事項は、法務省保護局又は各保護観察所
にお問い合わせください。

第2期鳥取県再犯防止推進計画の概要

【計画の基本方針】

犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、下記の5つの重点課題に取り組む。

【計画の位置付け】

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画

【計画期間】

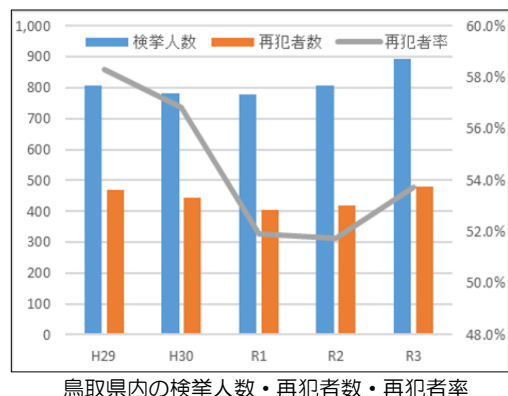
令和5年度～令和9年度（5年間）

【計画の対象者】

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者

【成果指標】

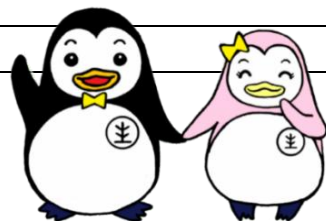
刑法犯検挙者中の再犯者数を令和9年度末までに20%減らす
※基準値 443人（平成29～令和3年の平均値）
→ 354人（令和4～8年の平均値）



【5つの重点課題と具体的な取組】

関係機関で構成する鳥取県再犯防止推進会議において、現状や取組等の情報共有を行うとともに、成果指標や参考指標の推移も踏まえながら計画の進捗管理・検証等を行う。

県の主な課題	県における主な施策
1 就労・住居の確保等	
- 就労について、 ①出所者と仕事のマッチングが難しい ②協力雇用主の増加や業種の多様化が求められる - 住居確保のための県の施策の更なる周知が必要	- 県立ハローワークにおける就労支援 - 協力雇用主増加等のための普及啓発など - 鳥取県あんしん貸付支援事業、家賃債務保証事業について関係機関と連携した利用促進
2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	
「地域生活定着支援センター」の周知、関係機関との連携促進が必要。 - 地域医療連携協力体制の強化が必要。	- 各種研修会での説明等を通じた地域生活定着支援センターの活動内容の一層の周知 - 薬物依存症専門医療機関の中部・西部での選定など医療支援体制の拡充
3 学校等と連携した修学支援の実施等	
保護者に対する相談体制や家庭環境修復に向けた支援、発達障がい等の福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援が必要。	- スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実 - 支援が必要な少年・保護者への県の関係機関での相談支援、民間の相談支援機関の周知 - 鳥取法務少年支援センターによる地域援助の活用促進に対する学校等への周知協力
4 民間協力者の活動の促進等	
- 保護司のなり手や更生保護ボランティア団体の新規会員の確保が困難。 - 再犯防止推進計画など県民への周知啓発が進んでいない。	- 保護司や民間団体の会員募集の呼びかけに対する協力 - ウェブサイトや広報媒体を使った周知啓発・わかりやすい発信
5 地域による包摂の推進	
- 県と関係機関、市町村との連携を深めて円滑な福祉的支援の提供等をしていくことが必要。 - 高齢者や障がい者以外の出所者、障がいのない少年院出院者等も支援対象となる相談窓口が必要。	- 鳥取県再犯防止推進会議の開催による関係機関との情報共有 - 市町村職員等向け研修、県・市町村・関係機関による会議の開催 - 高齢・障がいのある出所者等以外の者、その家族等を対象とした相談支援体制の構築に向けた検討 - 鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップへの支援



更生保護のイメージキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん